

## 平成26年 定期監査結果の報告について

監査委員は、全ての県機関586箇所（本庁機関214箇所及び出先機関372箇所）について、平成25年12月から平成26年9月まで定期監査を実施しました。

今回、平成26年定期監査の結果の全体をまとめた報告書を作成し、10月9日に、議会、知事等に提出しました。

この報告書には、地方自治法第199条第10項の規定に基づく県の組織及び運営の合理化に資するための意見も記載しています。

報告書の概要は次のとおりです。（出先機関372箇所のうち、平成26年5月末までに実施した165箇所の監査結果については、同年7月8日に記者発表済みです。）

### 1 監査結果の概要

監査の結果、上記586箇所のうち、110箇所で、不適切事項が134件（うち既報告48件）、要改善事項が16件（うち既報告3件）認められました。不適切事項の項目別内訳及び要改善事項を含む局等別内訳は次のとおりです。

< 不適切事項の項目別内訳 >

| 項 目   | 件 数 |
|-------|-----|
| 契 約   | 39  |
| 収 入   | 27  |
| 庶 務   | 23  |
| 財 産   | 20  |
| 支 出   | 14  |
| 予算の執行 | 7   |
| 税 務   | 1   |
| そ の 他 | 3   |
| 計     | 134 |

「不適切事項」とは、法令に違反している、事務処理が適切を欠いているなどとして指摘したものをいい、「要改善事項」とは、経済性、効率性又は有効性の観点から指摘したものと及び事務・事業の改善又は見直しが必要として指摘したものをいいます。

なお、監査結果の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対して措置の状況を通知することになっています。

< 局等別内訳 >

| 局 等                  | 実施箇所数 | 不適切事項 |       | 要改善事項 |      |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|------|
|                      |       | 箇所数   | 件 数   | 箇所数   | 件 数  |
|                      | 箇所    | 箇所    | 件     | 箇所    | 件    |
| 教育委員会                | 204   | 30    | 37    | 3(1)  | 4    |
| 保健福祉局                | 43[2] | 18[2] | 24[3] | 0     | 0    |
| 県民局                  | 24    | 10    | 15    | 0     | 0    |
| 県土整備局                | 38    | 8     | 13    | 1(2)  | 4    |
| 企業庁                  | 29    | 9     | 13    | 0     | 0    |
| 環境農政局                | 32    | 7     | 8     | 1     | 1    |
| 総務局                  | 34    | 6     | 7     | 1(2)  | 4    |
| 安全防災局                | 9     | 4     | 6     | 0     | 0    |
| 政策局                  | 20[4] | 3[1]  | 5[2]  | 1[1]  | 1[1] |
| 産業労働局                | 26    | 2     | 2     | 0     | 0    |
| 公安委員会                | 110   | 2     | 2     | 2     | 2    |
| 各局委員会                | 9     | 1     | 1     | 0     | 0    |
| 会計局                  | 3     | 1     | 1     | 0     | 0    |
| ヘルシア・ニューポ<br>ンティア推進局 | 1     | 0     | 0     | 0     | 0    |
| 議 会 局                | 4     | 0     | 0     | 0     | 0    |
| 計                    | 586   | 101   | 134   | 9(5)  | 16   |

(注) 1 政策局の[ ]は、地域県政総合センター、保健福祉局の[ ]は保健福祉大学（それぞれ内数）

2 要改善事項の箇所数について、不適切事項と重複する箇所は（ ）で表記（外数）

## 2 主な不適切事項

監査委員として重視しているものは次のとおりです。このうち2事案は同一事案を2箇所に対して指摘したものです。

### (1) 県に5万円以上の実損を与えたもの

普通財産（土地）の貸付けに当たり、貸付先の市において、平成24年度から下水道事業に地方公営企業法を適用し、使用目的の公共下水道施設等が「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」に定める減額適用の対象外となったにもかかわらず、誤って貸付料を減額する算定を行って貸付けたため、貸付料1件、169,615円が徴収不足となっていた。

（総務局財産経営課）

こころといのちを守る訪問支援（アウトリーチ）事業業務委託料の支払に当たり、受託事業者の事業実績報告書等における事業経費の積算に誤りがあったにもかかわらず、確認が不十分であったため、事業経費のうち事務所家賃及び駐車場賃料各1箇月分相当額、計242,550円を過大に支払っていた。

（保健福祉局保健予防課）

公用車として通年にわたり使用する車両の賃貸借契約の切替に当たり、新旧の契約で空白期間が生じないように準備すべきところ、入札手続等が遅れ、新たな賃貸借契約の開始までの2箇月間をレンタカーで対応していたため、賃貸借契約に基づく賃借料（月額58,800円）と比べて割高なレンタカーの賃借料（月額108,675円）を支払っており、合計で99,750円不経済な執行となっていた。

（保健福祉大学）

教育財産（津久井馬術場及び宮ヶ瀬湖カヌー場）の目的外使用許可に当たり、許可された者が光熱水費等の負担をすることを許可条件としたにもかかわらず、光熱水費等の立替収入の徴収を失念したため、7件、323,695円が徴収不足となっていた。

（教育委員会教育局財務課・スポーツ課）

#### （すでに記者発表済のもの）

行政財産の目的外使用許可に当たり、許可先の市において、平成24年度から下水道事業に地方公営企業法を適用し、許可対象の公共下水道施設等が「行政財産の目的外使用許可取扱要領」に定める減免措置の対象外となったにもかかわらず、誤って使用料を減免する算定を行ったため、使用料3件、1,210,935円が徴収不足になっていた。

（県土整備局藤沢土木事務所）

#### （すでに記者発表済のもの）

配水池等構内整備（草刈）業務委託（契約金額6,195,000円）に係る契約変更に当たり、受注者から草の処分量が当初の設計より減になった旨の報告を受けていたにもかかわらず、これを設計額の算定に反映しなかったため、変更契約額が148,050円過大になっていた。

（企業庁平塚水道営業所）

#### （すでに記者発表済のもの）

通勤手当の認定に当たり、交通用具（自転車）の使用距離を誤ったため、平成24年2月から25箇月にわたり、1箇月当たり2,400円（計60,000円）を過大に支給していた。

（公安委員会藤沢警察署）

(2) 同一の法律・規則（政省令、条例を含む。）違反が3件以上あったもの

本庁舎等警備委託ほか14件の支払に当たり、相手方から支払請求（9,445,677円）を受けていたにもかかわらず、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた期間（相手方が支払請求をした日から30日以内（約定のある場合）又は15日以内（約定のない場合））に支払を行わなかったため、そのうち10件について遅延利息17,700円を支払っていた。

（総務局庁舎課）

保存袋等購入代ほか12件（1,329,298円）の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限（相手方が支払請求をした日から15日以内）内に支払うべきところ、支払期限を11日から112日経過していた。その結果、遅延利息4,700円を支払っていた。

（教育委員会湘南台高等学校）

講師謝金5件（500,000円）の支払に当たり、所得税法に基づく所得税51,050円を源泉徴収していなかった。

（保健福祉局総務室・健康増進課）

生活保護法に定める生活保護費の返還金の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、「神奈川県財務規則」に定める督促状を発行していないものが2件、86,600円あった。また、同規則に定める期限（納付期限後20日以内）を過ぎて発行しているものが18件、2,353,600円あった。

（保健福祉局茅ヶ崎保健福祉事務所）

産業廃棄物処理委託契約（契約金額50,400円）に基づく産業廃棄物（事務所で使用したビン・カンなど）の引渡しに当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に定められた産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すべきところ、これを交付していないものが27件あった。

（県土整備局流域下水道整備事務所）

（すでに記者発表済のもの）

児童保護措置費自己負担金等を期限までに納付しない者に対する督促状の発行に当たり、「神奈川県財務規則」に定める期限（納付期限後20日以内）を過ぎて発行しているものが1件、2,145円あった。また、督促状の指定期限の設定を誤っているものが2件、592,570円あった。

（県民局厚木児童相談所）

（すでに記者発表済のもの）

高圧食器洗浄機ほか4件の賃貸借契約等の更新に当たり、契約期間が1年を超えていないため、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に定める長期継続契約の対象とならないにもかかわらず、契約期間が翌年度にまたがる契約（契約金額598,096円）を締結していた。

（県民局中里学園）

(3) その他事務処理の遅延が著しいもの

教育財産（土地及び建物）の目的外使用許可に係る使用料の調定に当たり、年度当初に調定を行うべきところ、翌年度になって行っているものが1件、122,500円あった。

（教育委員会相模向陽館高等学校）

### 3 複数の機関で認められた不適切事項

複数の機関（3箇所以上）で認められた傾向的な不適切事項は次のとおりです。

庶務事務において、特殊勤務手当や時間外勤務手当など、所定の手当が支給されていないものがあった。（11箇所）

この不適切な取扱いは、手当の対象となる勤務をしているにも関わらずその認識を欠くことなどによる職員の報告等の不備だけでなく、当該勤務についての整理簿等の記録による確認が不十分であることによるものであり、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

収入事務において、行政財産等の目的外使用許可に係る使用料等の調定が3月を超えて遅れているものがあった。（10箇所）

この不適切な取扱いは、手続を円滑に進め早期に収入を確保するという認識を欠いていたことや、進行管理が不十分であったことなどによるものであり、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可等に当たり、使用料等の算定を誤って許可等しているものがあった。（9箇所）

この不適切な取扱いは、使用料等の算定の根拠となる条例や規程等の基本的な理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

契約事務において、契約の締結に当たり、設計額の積算を誤っていたものがあった。（6箇所）

この不適切な取扱いは、積算の根拠となる単価や数量等の再確認を怠ったことによるものであり、設計額は予定価格や落札額に影響することから、根拠書類等を十分に精査し、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費が支給されていないものがあった。（5箇所）

この不適切な取扱いは、同システムによる手続の必要性の認識を欠くものであり、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

物品管理事務において、備品台帳又は生産物台帳に記録すべき物品等を台帳に記録していなかった。（5箇所）

この不適切な取扱いは、備品として管理する必要性の認識を欠くなどによるものであり、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収等に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものがあった。（4箇所）

この不適切な取扱いは、督促による法的効果の理解が不十分であったものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

支出事務において、公共料金等の支払に当たり、支払期限を過ぎて支払ったため、遅延利息が発生しているものがあった。（4箇所）

この不適切な取扱いは、進行管理や複数職員による確認が不十分であったものであり、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

契約事務において、賃貸借契約の締結等に当たり、複数の者から見積書を徴して見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し随意契約していた。（4箇所）

この不適切な取扱いは、随意契約の根拠となる関係規定の基本的な理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

契約書の作成を要する契約で契約期間の開始日が4月1日であるものについては、4月1日には契約当事者双方が記名押印した契約書が作成されている必要がある。一方、新年度開始早々の時期は新規の契約締結件数が多いことなどから、実際に同日中に契約当事者双方が契約書に記名押印を終えることができないことがある。こうした事情を考慮し、平成24年1月31日付け会計局長通知により、契約書の作成を要する契約で契約期間の開始日が4月1日であるものについては、記名押印の日が契約期間の開始日より後の日である場合にあっては、契約効力を契約期間の開始日から生じるものとする旨の条項を入札説明書又は見積書提出依頼書に記載し、入札参加者等に明示することで、これを認めている。

しかしながら、こうした要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定しているものがあった。(3箇所)

この不適切な取扱いは、本通知の趣旨の理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

#### 4 主な要改善事項

要改善事項を事由の別に掲げると次のとおりです。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から指摘した2件のうち主なもの(1件)  
経済性の向上を求めたもの

プール及びスプリンクラー用に敷設された水道についての経済的な執行に関する件  
旧横浜市立日向山小学校の施設・設備を使用している当校には、プール等用として敷設された水道管があるが、プールの水深が低い等の理由により使用実績がほとんどないのに水道基本料金を支払い続けていた。

したがって、プール等の利用計画について改めて判断を行い、経済的な執行となるよう改善する必要がある。(報告書 P.8参照)

(教育委員会横浜ひなたやま支援学校)

- (2) 事務・事業の改善又は見直しが必要として指摘した14件のうち主なもの(2件)  
ア 透明性の向上を求めたもの

高校生国際交流支援事業における事業実施団体への参入要件及び生徒引率に係る  
教員旅費に関する件

高校生国際交流支援事業に関する取扱いに関して、公務として行う生徒引率に係る教員旅費を県以外の者が負担していることなどについて、より透明性が向上するよう見直す必要がある。(報告書 P.12参照)

(教育委員会教育局高校教育指導課)

イ 要綱の規定が法令に反しており事務処理が適切に行えないもの

自動車取得税及び自動車税に係る督促状の発付事務に関する件  
自動車取得税及び自動車税の督促状の発付に当たり、地方税法で定める期間内に督促状を発することができない要綱を定めていた。

したがって、督促状の発付事務について、要綱を見直す必要がある。(報告書 P.9参照)

(総務局徴収対策課)

#### 5 県の組織及び運営の合理化に資するための意見

5つの意見において問題提起しているポイントは次のとおりです。

- (1) クレジットカードによる寄附金の受入れ手続について

県では、インターネットを利用したクレジットカードによる寄附の受入れを平成24年12月から始めているが、寄附金の申込みに当たり、県ホームページに案内があるものの、申込者がクレジットカード払いに必要な情報を受け取るまでに1週間を要するものがあるなど、利便性が向上しているとは言い難い。

したがって、クレジットカードによる寄附金の受入れ手続について、先進都道府県の事例などを参考に、クレジットカード払い導入効果のより一層の向上を図ることを望むものである。(報告書 P.47参照)

(総務局財政課)

(2) マグカル事業の取組について

県では、県内の文化芸術に関する公演やイベントなどの情報を一元的に提供するポータルサイト「マグカル・ドットネット」を開設しているが、平成25年度のアクセス件数は1月当たり16,731件で、教養・文化施設単体のホームページアクセス件数に比べ、利用件数が少なく、これはポータルサイトとして十分に認知されていないことが懸念される。

したがって、マグカル事業の取組について、ポータルサイトの内容を更に充実させて認知度を向上させるとともに、地域の伝統的な文化芸術の保存・継承・活用も視野に入れて事業のすそ野を広げていくことを望むものである。(報告書 P.47参照)

(県民局文化課)

(3) 喀痰(かくたん)吸引等研修事業について

県では、施設入所者や介護サービス利用者の喀痰吸引等ができる福祉人材をより積極的に育成するため、3課において、各課が所管する分野の特性に合わせ、それぞれ研修を実施しているが、参加者数が定員の2割に満たない研修がある。

研修は、国が定める要綱等に基づいて実施されることになっており、不特定多数の者を対象とするコースと特定の者を対象とするコースに分かれているものの、コース毎の研修カリキュラムは、対象者(高齢者、障害者等)にかかわらず同じであり、定員割れを起こしてまでも分割して実施することが効率的であるとは言い難い。

したがって、喀痰吸引等研修事業について、同じカリキュラムの研修を統合して実施するなど、より効率的な実施を望むものである。(報告書 P.48参照)

(保健福祉局高齢施設課・介護保険課・障害福祉課)

(4) 県信用保証協会への代位弁済補助について

県では、代位弁済により生ずる県信用保証協会(以下「協会」という。)の損失の一部を補うため、代位弁済補助を行っており、この補助対象額は、代位弁済額から「協会が日本政策金融公庫から受け取る保険金」及び「保険金請求前に協会が回収した金額」などを控除した額としている。

協会が、日本政策金融公庫への保険金請求後、求償権に基づき、返済不能となった当該中小企業者から代位弁済額を回収できた場合、その一部は、法に基づき日本政策金融公庫へ納付することになっているが、協会に対する県補助金については、回収額は考慮されていない。

したがって、協会への代位弁済補助について、保険金請求後に回収した金額を県に報告するよう協会に求めるなど、協会の自助努力を損なわない範囲内で、保険金請求後の回収を考慮した補助金制度の検討を望むものである。(報告書 P.48参照)

(産業労働局金融課)

(5) 定時制高等学校における生徒の基礎学力について

定時制高等学校の不登校生徒の数は平成21年度以降年々増加しており、統計がある24年度について見ると、その割合は、全国平均の17.2%に対し、本県は26.5%と上回っている。

不登校になる要因の一つとして、小中学校の段階からの学習のつまずきにより高等学校の授業についていけないことが考えられ、県では、全日制の一部高等学校において、生徒の基礎学力の向上などを目的とした「クリエイティブスクール」の取組を行っており、一定の成果を収めている。

したがって、定時制高等学校における生徒の基礎学力について、その向上を図る取組を、全日制のみならず定時制でも実施することを望むものである。(報告書 P.49参照)

(教育局高校教育企画課)

詳細は、別添「平成26年定期監査結果報告書」のとおり。

(問い合わせ先)

神奈川県監査事務局総務課

課長 新井 電話 045-210-8460

副課長 長谷川 電話 045-210-8461